

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市福祉事務所長委任規則 昭和47年3月31日規則第24号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項及び第3項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定により次に掲げる事項は、福祉事務所長に委任する。ただし、特に重要と認める事項又は事の異例に属し、若しくは解釈上疑義がある事項については、市長の指示を受けなければならない。 略 （３）生活保護法関係 ア 生活保護法（以下この号において「法」という。）第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。 イ 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。 ウ 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。 エ 法第27条に規定する指導及び指示に関すること。 オ 法第28条に規定する報告、立入調査及び検診命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。 カ 法第30条から第37条の2までに規定する保護の方法に関すること。 キ 法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。 ク 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関すること。 ケ 法第55条の5第1項に規定する進学・<u>就職</u>準備給付金の支給に関すること。 コ 法第55条の6に規定する報告に関すること。 サ 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止若しくは廃	○川崎市福祉事務所長委任規則 昭和47年3月31日規則第24号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項及び第3項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定により次に掲げる事項は、福祉事務所長に委任する。ただし、特に重要と認める事項又は事の異例に属し、若しくは解釈上疑義がある事項については、市長の指示を受けなければならない。 略 （３）生活保護法関係 ア 生活保護法（以下この号において「法」という。）第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。 イ 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。 ウ 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。 エ 法第27条に規定する指導及び指示に関すること。 オ 法第28条に規定する報告、立入調査及び検診命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。 カ 法第30条から第37条の2までに規定する保護の方法に関すること。 キ 法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。 ク 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関すること。 ケ 法第55条の5第1項に規定する進学準備給付金の支給に関すること。 コ 法第55条の6に規定する報告に関すること。 サ 法第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止若しくは廃

改正後	改正前
止又は通知に関すること。 シ 法第63条に規定する返還額の決定に関すること。 ス 法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。 セ 法第76条の2に規定する損害賠償の請求権の行使に関すること。 ソ 法第77条から第78条の2までに規定する費用等の徴収に関すること。 タ 法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。 チ 法第81条に規定する後見人選任の請求に関すること。 (4) 知的障害者福祉法関係 略	止又は通知に関すること。 シ 法第63条に規定する返還額の決定に関すること。 ス 法第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。 セ 法第76条の2に規定する損害賠償の請求権の行使に関すること。 ソ 法第77条から第78条の2までに規定する費用等の徴収に関すること。 タ 法第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。 チ 法第81条に規定する後見人選任の請求に関すること。 (4) 知的障害者福祉法関係 略